

園芸施設共済の補償が拡充され 10割補償が可能となります

近年、頻発する豪雨や台風等の自然災害により、農業用ハウス等の園芸施設に大きな被害が発生しており、県内も昨年10月の台風第19号によるハウスの流失・倒壊・破損等が発生しました。災害が「いつ・どこで」起きるか分からない状況下で被害の未然防止や、被害を受けた場合の補償など日頃の備えが必要となります。

園芸施設共済では、最近の災害の発生状況を踏まえ農業者のニーズに対応するため、令和2年9月2日以降に共済責任期間が始まる契約から次の特約を付加することができます。

園芸施設共済に加入し、大切な農業用ハウス等の園芸施設の被害に備えましょう。

1 補償額の上乗せ特約の追加

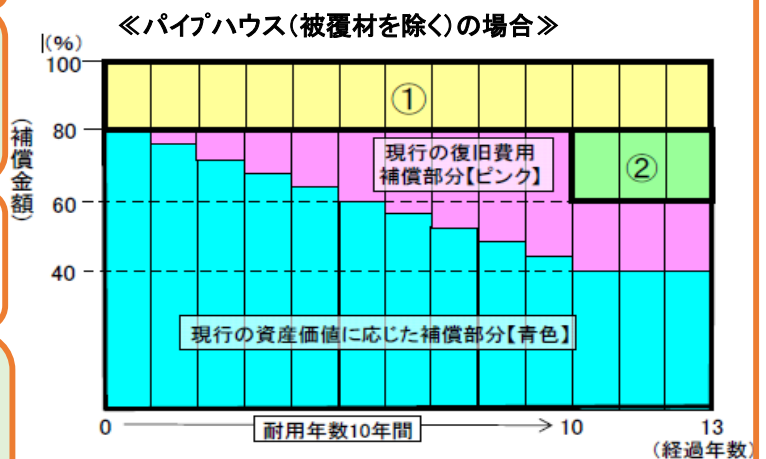
特約を付加すれば、築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償します。

ア 補償割合の引上げ特約

補償割合8割が上限だった補償額が、さらに**9割**又は**10割**まで引上げられます。(右図の①)

イ 復旧費用特約 (右図②とピンク部分) (被覆材は補償対象外)

復旧費用の補償が引上げられ、耐用年数を超えた施設でも一律補償額が**8割**まで引上げられます。(右図の② 従来は6割)



ウ 上記アとイを追加すると実質「新築時の資産価値」まで補償されます。

- ※1 ア及びイの特約の追加については、棟ごとに選択ができます。
- ※2 ア及びイの特約に係る掛金については、国庫負担はありませんので全額農家負担となります。
- ※3 この特約は、両方を付加又はいずれか1つのみを付加することも可能です。
- ※4 新築時の資産価値とは標準的な建築価額もしくは実際の建築価額のどちらかで、加入時に加入者が選択した額です。

ビニールが破れただけでも補償してほしい場合

2 小損害不填補の1万円コース特約の追加

小さな被害でも共済金の支払機会が増えるよう、小損害不填補のメニューに1万円コースが追加されます。

これにより1万円・3万円・10万円・20万円・50万円・100万円の中から棟ごとに選択ができます。

※ この小損害不填補1万円特約は、小損害不填補3万円に付加する特約であり、特約部分の掛金については、国庫負担はありませんので全額農家負担となります。

補修作業を本人・家族などでした場合も労務費相当額を補償します。

3 復旧費用特約における自力復旧の労務費相当額も対象になります

復旧費用の共済金は「請求書等」に基づき支払われます。

そのため自力で復旧した場合の労務費相当分は支払われませんでしたが、**材料費などの請求書等の額に加え、復旧面積m²当たり100円の労務費相当額を加算**して支払うよう見直しがされます。

4 被覆材の自然消耗割合の見直し

耐用年数経過後は、自然消耗割合を適用しないよう見直しがされます。

現在、共済責任期間中でも、令和2年9月2日から上記の特約内容に切り替えることも可能になります。

ご不明な点は下記最寄りの支所までお願いします。

お問い合わせ先

佐久支所…TEL0267-58-2580	木曾支所……TEL0264-24-2367
上小支所…TEL0268-35-3333	松塩筑支所……TEL0263-40-2503
諏訪支所…TEL0266-73-3211	安曇野支所……TEL0263-72-5192
上伊那支所…TEL0265-73-2221	北アルプス支所…TEL0261-22-8488
下伊那支所…TEL0265-23-7600	北信支所……TEL026-219-2892
	更埴出張所…TEL026-214-3258